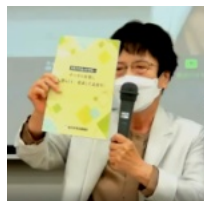
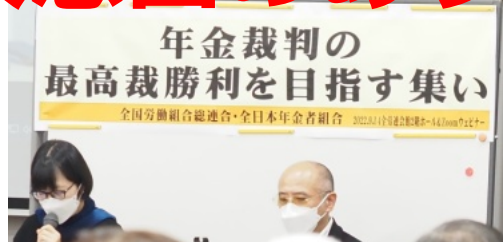


年金裁判最高裁での勝利を目指す集い 年金引き上げ、裁判勝利 仲間増やしに 419名の参加で 決意固めあう



年金者組合は、14日全労連と共催で「年金引き下げ違憲訴訟の最高裁での勝利をめざす集い」を全労連会館で開きました。全労連の黒澤幸一事務局長は主催者あいさつで「年金裁判は、憲法25条、29条、国連社会権規約に反するとして5297人が提訴し、五つの原告団が最高裁に上告している。年金問題は労働運動の要求としてたたかっていく」と表明しました。また、日本では物価高騰に見合う賃上げになっていない、賃金や最低賃金の引き上げとともに年金額引き上げをもとめ、職場・地域でのたたかいを広げ、「仲間を増やし、裁判に勝利しよう」と訴えました。

「憲法25条を活かすために～年金引き下げ違憲訴訟に期待する」と題して、井上英夫・金沢大学名誉教授が講演しました。井上教授は、「年金裁判は憲法25条、平和的生存権を確立するたたかいだ」と指摘し、「憲法25条は、2項によって国が構築すべき全体的な社会保障システムを背景として、健康で文化的な生活の最低水準を1項で保障するという関係にある。25条2項は、政策によって社会保障制度の向上と増進に努める義務を国に課したものだ」とこの2条を積極的に活用すべきだ」と指摘しました。社会権規約と憲法25条からも、正当な理由がなければ年金削減など改悪してはならないことは明らかです。

全国年金裁判弁護団の加藤健次共同代表は、「最高

裁に憲法を守る機関(憲81条、98条)としての役割を果たさせるため、事件を大法廷に回付して、統一審理と違憲判断と全国の裁判の到達点を正しく反映した審理と憲法判断を求めると強調し、最高裁を包囲する世論を広げる宣伝・署名・要請行動などの取り組み、公的年金拡充を求める運動と連帯したたかおう」と訴えました。

中川滋子副委員長・女性部長は、「安心して年を取っていけるよう、最低保障年金の実現、女性の低賃金の克服と裁判勝利へ全力を尽くす」と表明しました。

飯野副委員長から、①私の一言を添えた岸田首相への陳情署名を9月・10月に集中してとりくむ。②10月14日の年金支給日には、全国一斉宣伝行動にとりくむ。③10月21日には「年金あげろ、怒りの年金一揆」を日比谷野外音楽堂で開催するなどの行動提起がありました。最後に参加者は、「最高裁に対し、大法廷への回付と憲法判断などを求めるとともに、勝利へ目指して奮闘する」との決議を採択しました。

「集い」には、日本共産党の倉林明子参院議員が参加し、「物価高騰が続く中、みなさんの『年金引き上げよ』の願いを実現するために、野党の結集に力を尽くす」と参加者を激励しました。参加者は419名(会場100名、オンライン319名)でした。